

国民年金

納付書が届きます

令和4年度の納付書（第1号被保険者）が、日本年金機構から送られます。保険料は、月額1万6590円（定額）です。

最寄りの郵便局・金融機関・指定のコンビニエンスストア（納付書裏面に表示）で納付してください。

国民年金の加入者（3種類）

- ◇第1号被保険者
自営業・自由業・学生 など
- ◇第2号被保険者
会社員・公務員などで厚生年金や共済年金に加入している人
- ◇第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者

退職したら配偶者も異動届を

次の人は、国民年金の異動手続きが必要です。

- ◇退職などで、第2号被保険者から第1号被保険者になる60歳未満の人
- ◇配偶者の退職などで、第3号被保険者から第1号被保険者になる60歳未満の人

●必要なもの

◇マイナンバーカード、または年金手帳や基礎年金番号通知書◇資格喪失証明書または離職票 など

※第1号被保険者から第2号・第3号被保険者になる人は、勤務先の事業所が手続きを行います。

●学生納付特例の申請はお早めに

学生納付特例とは

学生で本人の所得が一定額以下の場合に、申請により保険料納付が猶予される制度です。

毎年度申請が必要です。令和4年度分（4月～翌年3月）は、4月から受け付けます。早めに申請してください。

●必要なもの

◇学生証(写しも可)
または在学証明書◇マイナンバーカード、年金手帳、基礎年金番号通知書、納付書のうち1点

4月は、週末窓口サービス(第2・4土曜日)で年金の手続きができます。

●申請と問い合わせ先

国保年金課国保年金担当
☎(580)1848

新型コロナウイルス感染症関連

生活困窮者自立支援金の申請期間を延長

●対象者

次に当てはまる世帯
◇総合支援資金の再貸付を終了した、または不承認とされたため、緊急小口資金などの特例貸付を利用できない世帯

◇緊急小口資金および総合福祉資金の特例貸付(初回)をいづれも終了した世帯

※世帯全体の収入額や預貯金額の限度、求職活動を行うことなどの条件があります。

●支給額(月額)

◇単身世帯 6万円
◇2人世帯 8万円
◇3人以上世帯 10万円
※住居確保給付金との併給が可能です。

●支給期間

申請月から3カ月間

再支給

●対象者

生活困窮者自立支援金の受給が終了した世帯
※支給条件、支給額、支給期間は生活困窮者自立支援金と同様です。

●申請方法

◇送付◇窓口へ直接提出

※対象者には申請書等必要書類を

郵送しますので、確認してください。

●申請期限

6月30日(木) (消印有効)

●申請と問い合わせ先

◇生活支援課
☎(580)1994
◇厚生労働省新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金相談コールセンター(平日 午前9時～午後5時)
☎0120(46)8030